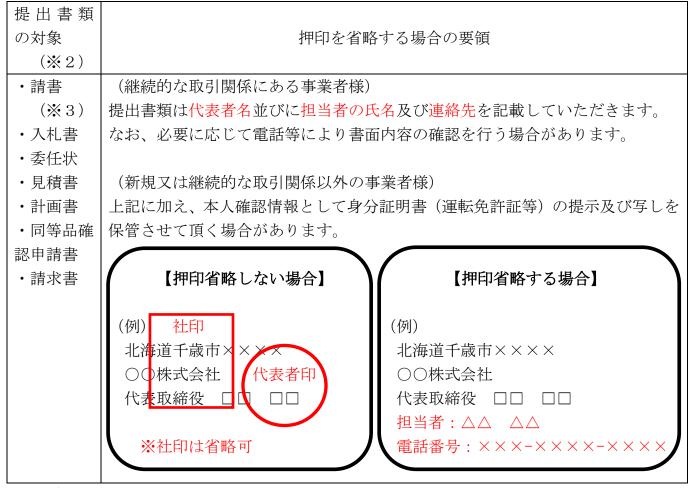
お知らせ

【一部の提出書類における押印省略について】

令和4年7月1日以降、契約に係る提出書類の一部において、代表者印等の押印の省略が可能 となります。押印省略する際、以下のとおり追加の記載が必要になります。

また、押印省略によるデメリット(※1)もありますので内容をご確認頂き、ご判断をお願い致します。

なお、押印省略は義務ではなく、これまでどおりの押印処置でも問題ありません。



- ※1 押印省略の場合は、捨印が使えないため、書類に誤記等があった場合は、再提出が必要な もの又は提出書類が無効となる場合があります。
- ※2 他の提出書類についても、押印省略に向けて随時見直しを検討しています。
- ※3 請書の押印を省略する際は、収入印紙の消印は署名でお願いします。

不明な点があれば、下記までお問合せ下さい。

航空自衛隊千歳基地 第2航空団会計隊契約班

〒066-0044 北海道千歳市平和無番地

電話番号:0123-23-3101(内線2753) FAX:0123-23-3382